

臼杵藩の解体

— 明治期の藩政改革を中心として —

末 広 利 人

はじめに

幕藩体制下、海外に開かれた唯一の窓は長崎は西九州にあった。鍋島・黒田・有馬・細川・島津等々九州における大藩は、いずれも西側に位置している。明治維新における有効な働きをした諸藩も、九州ではこれらの中にある。近代にはいつてからも、裁判所・鎮台の設置、国鉄の開通、最近では新幹線の開通等々、依然として西九州が表九州であり、江戸時代の小藩分立以来現在にいたる迄、わが大分県と宮崎県等の東九州が裏九州たる情勢に変化はないように見える。

高度経済成長の時代が終り、ふるさと振興歴史における中央と地方の関係の探究が叫ばれはじめたころ、「わが国地域研究における新しい試み」として、福岡ユネスコ協会編「九州文化論集」全五巻が刊行された。しかし、その第四巻「明治維新と九州」を見ると、そこでとり扱われている藩は、薩摩・佐賀・熊本・小倉の諸藩にすぎない⁽¹⁾。前記九州史の実体を反映しているとはいえず、さらに九州史における「地方」の一つである大分県から見ると、中央に対する地方の視点が表九州に偏り、裏九州が視野にはいらぬことは、いかにも皮肉に見える。しかし、裏九州にもそれなりの歴史があったのであり、全九州史の解明には欠かすことのできないはずである。地方の復権を求めむるためにはむしる裏の部分にこそ着目すべきであらう。

前記の件については、大分県では、大分県地方史研究会・臼杵史談会・佐伯史談会など先輩諸氏のすぐれた努力が積み重ねられているとはいえず、やはり表九州に比し、歴史研究の堆積が少ないことも、一つの理由であったかもしれない。とりわけ近

代史に関する限り、九〇号を越えた「大分県地方史」の中からは、数えるぐらいの成果しか発見し得ない。明治以降はま

1表 二豊諸藩の藩債

藩名	石高	貢租高	総藩債	藩債内訳				外国債	貢租100石に 付総藩債
				内 国 債					
				古 債	旧 債	新 債	そ の 他		
中津	10.0000	5.3	245375.925	65289.062	12643.846	93605.084	73837.933	0	円 462.973
杵築	3.2000	2.104	87906.707	35365.471	5068.108	17908.222	29565.006	0	417.808
日出	2.5000	1.028	57677.511	4164.859	155.037	29793.618	23563.997	0	561.065
府内	2.1200	1.416	113959.066	35864.661	64.072	22255.832	55774.501	0	884.796
臼杵	5.0060	3.527	31131.515	13037.220	0	13692.641	4401.654	0	88.266
佐伯	2.0000	1.222	23705.303	7592.583	0	4816.716	11296.079	0	193.988
高	7.4040	5.24	353484.563	32635.562	14407.056	167853.502	13703.635	124884.806	674.588
森	1.2500	0.61	42735.535	17302.188	10733.195	6558.438	8141.714	0	700.583

明治前期財政経済史料集成第9巻藩債轄録による。

古債は「天保14年前ニ係ル借財及ヒ貸借原年不明ニシテ法ニ拠リ天保14年前ノ借用ニ歸スルモノ」、旧債は「弘化元年ヨリ慶応3年マデノ借財」。

新債欄は「明治元年以降・・・明治4年迄四朱利ヲ加算シ之ヲ元金ニ通算」したもの（新債）に官債・租税債加えた。

その他は「幕債・棄債・古利滞利」など。

2表 全国諸藩の藩債概況と二豊諸藩

貢租(100) 円につき 藩	100円 未満	100 円～	200 円～	300 円～	400 円～	500 円～	600 円～	700 円～	800 円～	1000 円～	計
全国藩数	12	30	22	18	29	21	11	21	21	35	220
二豊藩名	臼杵	佐伯			中津 杵築	日出	岡	森	府内		

丹羽邦男「明治維新の土地改革」より

だ歴史ではないとする意識が、なお地方史家に多いのであろうか。

大分県近代史は分立諸藩の解体から始めなければならない。しかし、諸藩の解体度も1表に見られるように必ずしも一律にはとらえられないようである。明治四年廢藩置県段階で二豊諸藩の藩債総額は、貢租百石当りで見ると、臼杵藩の八八円余・

佐伯藩の一九四円から、森藩の七〇〇円余・府内藩の八八五円弱まで実に大きなばらつきがある。2表で見ると通り、このばらつきは全国諸藩の分布とはほぼ同じ規模である。古債と旧債を比べると八藩すべて古債の額が大きい。諸藩何らかの形で「改革」が行われたのであろうか。また多くの藩で、旧債に比し新債が激増している中で、中津藩と森藩は減少しているし、佐伯藩の新債も著しく少ない。岡藩のみは外国債もあり、新債と合わせて、明治にはいつかの破滅的な財政状況がうかがわれる。これらの実体や背景については今後の研究を待ちたい。

臼杵藩については、天保元年二五万九七七五両に達していた借財高が、有名な村瀬庄兵衛通吉による改革で好転したという⁽²⁾。旧債は佐伯藩とともに皆無であるが、新債額が古債額をやや越えている。中身は官債と租税債中心であり、その額は他藩に比べれば少ない。廢藩段階の藩債総額は「公文録」「稲葉家譜」ともに五万六〇二六両永六〇一文三分五厘二毛と記している。当時の米価で両を円に換算すると、ほぼ1表の三万一一三一円余となるようである。前述の通り、貢租百石当りの藩債額は二豊諸藩中最も少ない。2表の通り全国的に見てもやはりトップクラスである。「御手段⁽³⁾」などの強行手段にもよるとはいえ、財政面から見る限り、最も藩体制の解体度の少ない藩ということになる。従って「臼杵藩の解体」過程を見ることによって直に二豊諸藩の解体を論ずることはで

きまいと思われる。

以下、二豊諸藩もある程度視野に入れつつ、その中の一例として「臼杵藩の解体」を見て行きたい。幸にして臼杵市立図書館に藩日記が明治五年二月分まで保管されている。以下、主としてこの「日記」におうところが大きい。(本文中特に明記しない場合の使用史料は、以後、すべてこの「日記」である。)

一、戊辰戦争への対応

1 戊辰戦争の勃発

慶応三年一〇月一四日、徳川慶喜は大政奉還を上奏した。討幕派との軍事激突を回避しつつ、公議政体の枠内で自己の指導的地位を確保しようとしたのである。土佐藩を中心に、越前・尾張・肥後藩等によっておし進められた在京諸候会議が成功すれば、慶喜の企図は達成されるはずであった。一二月九日の王政復古のクーデター、小御所会議による討幕派のまき返しにもかかわらず、慶喜議定就任工作は進行しつつあった。クーデターの成果が否定されるかに見えたその決定的瞬間に西郷隆盛らによる幕府への挑発工作が奏功したのであった。一二月二五日関東攪乱工作にのせられた幕府側は、ついに江戸の薩摩藩邸を焼打ちした。事件を知り激昂した大阪の幕府・佐幕諸藩の将兵におされて、慶喜は討薩の表をかかげて軍を進めた。⁽⁴⁾

かくて、慶応四年一月三日鳥羽伏見の戦いははじまり、戊辰・己巳の一年半の内乱の幕が切って落とされた。鳥羽・伏見で薩長主力の討幕派が勝利し、局面は決定的に転換した。以後、江戸開城(四月)・上野戦争(五月)・会津戦争(九月)・函館戦争(翌年五月)と並行しつつ、討幕派新政府の基礎は固められて行った。

このような情勢下、王政復古クーデター前の一〇月と一二月一八日に朝集の命が下り、諸藩もギリギリの態度決定を迫られて来るのである。⁽⁵⁾

2 白杵藩の新政府への帰順

再三の朝集令にもかかわらず、藩主稲葉久通は「跌撲扱旧」を理由に在国していた。名代として家老片岡長左衛門を派遣、一二月二七日に天機窺をさせた。

慶応四年一月七日、同じく痔疾で在国中の毛利伊勢守より御内使があった。「御痛所如何被為在り哉、隨時被成御保養り様思召り、御復常次第定而可被成御上京、御乗船之御頃合被成御承知度、伊勢守様ニ茂御痔疾氣御快方次第、当月末敷、遅共来月初旬迄、可被成御乗船忠召御座り、互に緊密な連絡をとりあっている。その後一月二三日京坂より、鳥羽伏見の戦について「勝敗慥ニ者不相知り得共、薩長方勝利之由」という連絡がはいった。二六日には「日田御郡代窪田治部右衛門殿始御役人、彼表不残引拂り付、久留島伊予守様御守衛之地ニ相成、肥後・筑前・久留米方御入数操出、薩州方も追々入込、花山院様御入国之風聞」と千原傾右衛門方より連絡があった。

さらに二八日には、中川修理太夫の使者中川伝次郎が薩摩の松山左内はか岡藩士八名従者七名をともなって来曰、勤皇の誘いをした。

当時合御大変革之御模様、既往者申上迄も無御座御承知之事と御座り、己二十藩者朝敵之名も顯然有之儀ニ付、御隣藩今一増御親睦御取詰、追々両筑辺迄茂罷越、九州一致相成、萬事御互ニ相通、若又朝令ニ背きり者者、規度證跡有之上ハ、朝令ヲ待迄も無之、共ニ征討致しり儀茂可有御座り、御藩ニ於てハ元より勤王之御志ニ被在為り得者、是方御同伴申上、諸藩江罷越り得者、御互動王之御名儀も相立り儀と奉存り、

しかし、第一次征長時小倉出陣の越前候に陣中見舞などもしていた白杵藩の態度は慎重を極めた。佐伯藩への返答は「兎角不被成御勝、何頃御乗船可被成御見留も無御座」であった。中川伝次郎、松山左内への返答も、薩長岡への答礼使は派遣しつつも「右京亮様……未御年若、兎角御家政向茂夫々御行届被成兼り位之儀ニ而、旁深く御心配思召り、此段者勤乍御氣毒御断被仰遣度」とかわしている。その後「左衛門尉出府罷在、東西隔絶至急之用弁茂出来兼、依之故長門守孫、増沢虎之丞儀左衛

門尉帰国迄諸事一藩之致指揮度旨、朝廷江御願申上置け」という府内藩の報、毛利伊勢守・中川修理大夫が上京のため出発した報、「久留島伊予守様旧臘一三日御着京：：正月一二日参内：：御褒詞被成御頂戴(7)」との森藩の報などが届いている。

臼杵藩も久通上京の決意をするのは、在京中の片岡より、去る正月九日の禁中御仮建所における御達などの届けられた二月三日ごろであろう。六月には「日記」にも「久通公近々上京之舎」と記されている。

薩州よりの正使が臼杵に到着した二月一三日、京都への御供御先出船が岡田九郎兵衛など約百名をのせて出発した。久通は、在国豊後諸藩では最も遅く二月二八日出船、大阪から上陸三月一七日智勝院にはいり、二〇日参内した。すでに江戸開城の交渉も成り、五箇条の誓文も出され、一部諸侯の帰国も始まっていた。閏四月一〇月御誓書が済み、一五日太政官より暇の達があった。「御達御望け兵隊六拾式人残置(8)」二〇日に京都を発駕、五月三日臼杵に帰着した。閏四月三日には貢士林勘介を、八月二八日には公議人加納外記、公用人若林九左衛門を届けた。八月二〇日には「江戸引拂」をする。

かくて臼杵藩の新政府帰順は終わった。近隣諸藩と互に連絡をとりあい、慎重を極めた臼杵藩に積極的な働きかけをしたのは岡藩と薩摩藩であった。二豊諸藩の中では勤王の決定の早かった森藩からも書状は届くが、挨拶程度のものであった。臼杵藩はゆっくりと情勢を見極め、意を決して動いている。この慎重な保守的態度は、今後においても変わらないように思われる。

3 新政府の九州鎮撫と臼杵藩

鳥羽伏見の戦後討幕人事の第一歩は、一月三日深更、議定嘉彰親王(仁和寺宮)に軍事総裁を兼任させたことにはじまる。九州鎮武総督に参与沢宣嘉が任命されたのは一月二五日である。長崎奉行が、日田西国郡代と同様、一五日脱走したのち、土佐の佐々木三四郎・薩摩の松方助左衛門ら幕政時代の諸藩の間役が中心となって会議所が組織され、治安外交にあたった。沢は二月二日長崎裁判所総督を命ぜられ、参与井上馨を参謀として、一五日着任した。軍事的権限と民政面での地方統治権を賦与されて来たのであった。(9)

曰杵藩の沢への対応は、三月一日日下左中に「御談被成度儀有之、御家来差出被成り様」との沢からの御達にもとづき、出立命令が出されたことにはじまる。柏漬鯛一箱、御樽代金五百疋を持参、一四日長崎についた日下は一六日長崎裁判所に出頭し、次の御達書を受けた。

此度為九州鎮武使下向付、九州諸藩国論一定之処、為心得改而承知付、早々国許江掛合以書取可申出付、
二月一八日

尚又隣国旧幕領、是迄何某支配致付哉、又者預地等有之者可申出付事

請書を差出し、二二日長崎を出、曰杵に四月二日帰着した。

国論之義者、素勤王一決罷在外処、此度大政御一新付而者、猶更為皇国上下戮刀、朝令次第馳走進退仕、可奉報天恩旨、右京亮登京已前改而申聞、一藩拳而勉勵罷在外、此段申上付、

こうして一応の挨拶は終った。

その後長崎に詰めていた阿南権六は三月二四日裁判所より呼び出しを受け、次の御達を受けた。

一九州之儀者、於総督府都而致管轄付段、被抑出付条、此旨為心得相達置付事

但、九州各藩之内、長崎江出役無之向茂有之、差支付儀ニ付、一人つつ此涯可致出役、尤末藩之儀者本藩 兼付儀者、可為
勝手次第付事

一九州各藩上京等之節者、出立前総督府江可申出出事

一 国元方申立之事件者、都而総督府江可申出出事

一 兼而太政官方御沙汰ニ相成居付旧幕府領高辻錢穀等、取調三十日ヲ限り、長崎総督府江可差出事¹⁰⁾

沢は赴任一月あまりして、具体的政策を打ち出し始めた。旧幕領ばかりの監督指揮ではないことがわかる。曰杵藩は正式に、長崎詰として水谷彦太夫・井水壮三郎を任じ四月一八日出足させた。両名は二七日長崎に到着、届書を差出した。彼らは長崎返

留中、村高帳・神社由緒書・御雲翰勅額等免許之有無等の提出を求められている。しかし、政体書による府藩県三治制により、五月四日沢は長崎府知事に任命され、九州鎮武総督・長崎裁判所総督としての役目は終る。なおこれに先立ち、閏四月二五日田・富岡・富高三県が分離独立し、松方助左衛門が田田県知事に任命された。

沢の九州着任が、すでに久通の上京決定の後であっただけに、白杵藩の九州鎮武総督への帰順はスムーズであった。

4 軍役の増加

鳥羽伏見の戦の二日後、慶応四年正月五日参与御役所から「京都大阪詰合之人数取調即刻差出」の命があった。大阪詰村瀬角衛の名で次のように報告されている。¹¹⁾

在京人数

家老	壹人	留守居	壹人
医師	壹人	祐筆	壹人
定詰	壹人	家老家来	拾貳人
留守居家来	四人		

大阪蔵屋敷詰人数

拾貳拾壹人

留守居	壹人	目付	壹人
勘定方	壹人	勘定方	壹人
書記役	壹人	水夫之者	五人
小者	貳人	足輕	

大阪木津川口詰人数

ノ 拾壹人

家老	壹人	物頭	貳人
目付	壹人	士分	拾人
医師	壹人	銀方	壹人
徒目付	壹人	祐筆	壹人
賄方	壹人	小頭	貳人
足輕	拾五人	中間	貳拾人
賄方手附之者	五人		

ノ 八拾五人

在京人数の殆んどは、多分久通名代として片岡長左衛門が慶応三年一二月上京して来た時のお供であろう。大阪蔵屋敷詰は通常人員で、木津川口詰人数は、慶応二年一〇月幕府より命じられた「船改」の番役のためのものである。鳥羽伏見の戦の後一月七日夜幕府よりの回状で免じられた。しかし三日後には、禁裏御仮建所万里小路右大弁宰相殿久我三佐中将より「大号令御趣意相心得、国力相応之人数可差出⁽¹²⁾」との口達があり、妙心寺頭塔智勝院で待機することとなる。

以後新政府により命ぜられた臼杵藩への軍役は表の通りである。殆んど隙間なしの軍役命令がなされている。ある期間には二重の軍役負担も見られる。これらのために、はば百〜二百の藩兵をたえず滞在させねばならなかった。物価高騰もあり藩日記の中でたびたび旅動表の改正が問題になるはずである。

なお、軍務官の命による徴兵として、臼杵藩は一五名を、慶応四年七月一八日差出したが、東北平定後合わせて六十一両壹分三朱と軍服を下賜され、帰邑を命ぜられた⁽¹³⁾。箱館戦争に森藩(二二四名)・中津藩(一三六名)・岡藩(二三名)は出兵したが、⁽¹⁴⁾

臼杵藩には命は下らなかつた。

3表 臼杵藩の軍役

期 間	役 名	備 考
慶応四年二月六日～ (明治一年)	慶応四年 四月二日 二条城樋ノ口柵御門警衛	家老志人物頭式人其他農兵凡百人
四月八日～	六月二五日 上ノ京取締	「人数引足兼心配仕居候」として「今一藩江同御役被仰付候」様要求
六月二五日～	明治二年二月二五日 中立売御門警衛	
明治二年二月一三日～	明治二年二月一五日 御再幸御留守中警衛	精兵百人
明治三年六月一二日～	明治四年六月二七日 幸橋御門警衛	半小隊(凡四〇人)

大分県立図書館蔵「御達書并諸願窺届且履歴書等調書」

臼杵市立図書館蔵「旧臼杵藩ニ係取調」、「稲葉家譜」

による

なお家譜記載の「護衛英国人寓知恩院」は不明部分が多いので割愛した。

5 軍制改革

こうして、隠忍自重していた臼杵藩も新しい時代の渦中に巻きこまれて行き、その影響は、当然藩の内部に及んで来ることとなる。早くも慶応四年二月十日、会所において、御番頭中・水谷左門・御用人・大脇多膳預組副與にあて、次の御達があった。

当時合ニ付、御軍備之儀、実地之御備不被為立_け而者不相濟、追々御取調子相成_け処、不容易御入費ニ相成、且又此節御上京被仰出_け付而茂、莫大之御物入、差湊御勝手向之儀、近来御不操合ニ相成、此上重キ御役等蒙仰_け而者、御取渡茂難被為出来、必至と御行詰り之御手成ニ可相成と、深被遊御煩勞、御身之廻り始御奥向諸役所其外共、改而非_常之御取_け被仰出_け、

そして、とりあえず財政引締と軍事改革を、そのうち禄制改革をも実施するとの方針が明言されている。

三月一五・六日には、早くも財政引締策の一部が具体化されて来た。

- ① 幼少者への家禄削減
 - ② 若党・小者給当分廃止
 - ③ 侍中小侍足輕已下末々迄不本用拜借停止
 - ④ 在出御役人賄方の簡略化
- などである。

六月一日にはいよいよ軍制改革が発表された。もちろん軍制に関しては幕末以来の対応があった。「時代考」によると次の如くである。

天保一〇 作講武場於郭中

天保一三 製軍事調練并異国船渡来之節手配絵図出之幕府

天保一四 異船渡来ノ節手当人数弓銃等備書ヲ幕府ニ出ス

軍牒役所建本丸

弘化一年 置軍牒方

弘化三年 川登鉄砲卒於洲崎備打アリ以後年例トス

嘉永二年 製海岸深淺図出之幕府

嘉永三年 築台城於楠谷村

安政一年 置軍事奉行名目

安政三年 置大砲諸品受込方

文久三年 台場洲崎、本丸、下り松、板知屋、殿ヶ磯、的場山築之

元治一年 於洲崎水練上覧

長柄、弓、小人組、向後砲卒兼用ノ命アリ、小人組ニ各苗字ヲ許ス

慶応一年 洲崎台場今年全成

慶応二年 短螺銃ヲ長崎ニ講求

歐米列強の東洋進出・日本近海への出没が相つぐ中で、対応を迫られた幕府の命を受け、臼杵藩も動き始めていた。大砲・銃による装備の近代化と並行しつつ、若干の組織整備がなされている。「旧臼杵藩ニ係取調」には次の記載がある。

一 諸家ノ所長ヲ掠リ折衷する処アルモ、代々ノ藩主越後流ノ兵字ヲ修メシヲ以テ、該流ヲ根拠トスル処多シ

一元治元甲子年旧来用ユル処ノ弓矢足輕長柄ヲ廢シ、足輕ヲ以テ悉皆銃隊トナシ、戦士ヲ鎗隊トナシ、越後流新式ノ練兵ヲ始ム、

かくて慶応四年二月七日現在の「在家兵隊人数書」は次のようになっていた。

先手

番頭六人・副與六人・物頭拾貳人・使番六人・大砲隊長六人・大砲役貳拾四人・戰士百貳人・小頭拾貳人・銃卒百五拾人・旗ノ者拾貳人

旗本

家老四人・用人三人・側役貳人・軍奉行壹人・旗奉行貳人・物頭拾人・近習頭五人・使番三人・目付三人・武具方式人・戰士百四拾貳人・大砲隊長四人・大砲役拾六人・小頭拾四人・銃卒百八拾人・旗之者拾人・馬印持四人

遊軍隊

備頭壹人・物頭貳人・使番貳人・戰士三拾五人・農兵貳百五拾人・旗之者貳人

右之外、先手旗本遊軍隊附屬小役之者凡百人、惣合千百三拾三人

(「御達書并諸願窺届且履歴書等調査書」より)

このうち、六月一日発表の「軍制改正」では、備頭・副與・軍奉行・旗奉行・番頭・小頭などが廃止された。日記から拾うとその他廃されたものに、貝鼓役・鷹匠・小人数・大小姓番・馬印之役・持筒組などがある。代って、備頭稲葉九左衛門は城代(内地専衛総督)に、家老片岡長左衛門は軍事総督(総指揮)となり、銃隊・足輕隊を編成した。「戰士足輕共ニ銃隊トナシ旗鳴物部ヲ古制ヲ廢シ、専ラ洋式ニ準拠シ、練兵ハ英吉利ノ制ニ從フ」たのであった。(「旧日杵藩ニ係取調」)

以後藩士の薩摩遊学があいつぐことになる。

二、版藩奉還と藩制改革

1 公議所における国体論議

政体書の三権分立主義の建前にもかかわらず、議政官は廃止された。その後公議所が、明治元年二月五日の布告にもとづき、翌年三月七日東京神田橋旧姫路藩邸に開所された。曰杵藩の公議人は加納外記・加談若林勘兵衛であった。三月七日以来毎月二日七日を定日として開催され、八月一五日集議院と改称される。

その間、五月下旬の「御国体之儀ニ付問題四条」が注目される。「公議所日誌」（明治文化全集第一巻）によると全国諸藩の意見は「将来之国是」について六つに分かれている。

第一は「皇国一円私有ノ地ヲ公収シ、政令一ニ出ルヲ要ス」とする完全中央集権化論である。昌平学校を含め四一の藩名が記されている。

第二は「大藩ヲ府中、小藩ヲ県ト改ムル事」「旧領地ハ従来ノ儘之ヲ預ケ」「知事ハ大故ナケレバ世襲ノ事」とする「郡県議」で六二藩の賛成と最も多い。

第三は「方今我國体：大抵其制封建ニ近シ、今一旦強テ之ヲ改メ、一ニ帰セントセバ、只人情ニ悖リ、騷擾ヲ醸ス」とする「封建議」で、追加意見の七藩を含め五二藩。岡藩もこの意見に同議であった。

第四は「封建八君臣世契、上下相親ミ事アレバ死力ヲ尽シ其社稷ヲ守リ、以テ皇室ノ藩屏トナル」とする「御国体封建議」の二二藩（杵築藩・日出藩を含む）

第五は「天下ノ治不治、政事ノ举息ハ其人存スルト亡スルトニ在ル事ニテ、豈制度上ニ在ンヤ：大制度ヲ大变革」すれば「恐ラクハ動乱騷擾セン」「旧慣ニ仍ルヲ以テ是トス」とする「国体論節略」で曰杵・中津・森を含む三六藩。

第六は、版籍奉還を批判し、「封建ニ郡県ノ意ヲ愚シテ、内外弥堅固ナラン」とする「御国体議」の六藩。

大別して、郡県論一〇三藩、封建論一一六藩といわれる。二豊諸藩は、府内藩と佐伯藩の名は見当らず不明であるが、すべて府藩県三治の現状維持論である。曰杵藩は、中津藩・森藩などとともに「旧慣ニ仍ルヲ以テ是トスル」としつつ、四月二五日段階では徳川慶喜処分問題につき「不学無術典故モ心得不申」として意見を控えていたが、ここでは「旧幕ノ流弊ト、諸侯朝覲去

留ノ制度ハ大変革セザルヲ得ズ」と主張している。

2 藩治職制への対応

明治元年段階における新政府の地方行政制度に関する政策としては、八月五日の京都府職制と一〇月二八日の藩治職制がある。京都府職制は一応の見本として下付されたものであり、曰杵藩においても具体的対応は見られない。しかし、東北平定後出された藩治職制は、太政官への届出義務を持たせる強制力を持っていた。

曰杵藩における藩治職制への対応が発表されたのは明治二年一月一日のことであった。「体認朝政輔佐藩主一藩紀綱政事無不総」執政に、片岡長左衛門、村瀬庄兵衛、粟屋静衛、大脇多膳を、「参政事一番庶務無不與聞」参政に、稲葉頼母、加納外記、村瀬角衛ら八名を任命した。この中の加納外記が公議人となって東京に在住、旧留守居役の職務をはたし、のち公議所の議員となったのである。この日郡目付の廃止、軍帳方あらため軍事方が鉄砲諸品仕出方を管下に入れることも発表された。しかし、なおこの段階では従来の城代、指揮役、用人以下の機構も存しており、体系的な藩機構の改革は見られない。従来の藩政機構はそのままにして、その中の一部の人物達を藩治職制で義務づけられた執政・参与・公議人に命じて、それを報告したにすぎない。「従来沿襲ノ門閥ニ不拘人材登用務テ公挙ヲ旨トシ」とあったが、さしたる抜きも見られない。

3 版籍奉還

上記公議所における国体論議に先立つ明治二年一月二〇日、木戸孝充・大久保利通らの画策で、薩長土肥四藩主連署による版籍奉還の上表がなされた。二三日これが公表されると4表の如く、以後諸藩の上表があいついだ。二豊諸藩の対応はほとんど二〜四月であり総じて早かった。稲葉久通は一月一六日曰杵を發し、二月一六日京都に着いていたが、二〇日に版籍奉還の上表をした。

4表 版籍奉還の時期

月	1	2	3	4	5	6	7
奉還藩数	4+6	78	98	49	2	3	1
二豊諸藩		臼杵 2/20 日出 2/23 森 2/30 府内 2/30	杵築 3/4 佐伯 3/4	中津 4/4 岡 4/4			

(下山三郎「近代天皇制研究序説」による。
太政類典)

(「大分の歴史」(8)の一覧)
表とはかなり異なる。

臣久通惶恐頓首謹言

一六

普天率土、固ヨリ朝廷之御有ニシテ、敢テ臣下ノ私スル所ニ非ザルハ申迄も無之、
今般長薩肥土四藩上表之旨趣公明之正論、実ニ感服仕、方今王業恢復、四海一家
之御盛典被為奉、微臣区々 躍之至ニ不堪、依之謹而版籍返上、尚寛公允当之天
裁、伏而仰翼、誠惶誠恐頓首拜手以表

一月廿日

稲葉 右京亮

弁事御中

二豊諸藩の中でも、最も早い対応である。「今般土地人民版籍奉還司致之旨及言及
建言并条、全忠誠之志深歎感被思召、尚東京御再幸之上、会議を経公論ヲ被為謁何
分之御沙汰可被為在、」との行政官達を受けた。

上記公議所における論議を経、政府の指導も行われ、六月一七日から二五日までに、
諸藩の版籍奉還を許し、知藩事二七四名を任命した。二豊諸藩関係では、六月一九日
奥平美作、中川侍従、稲葉右京 六月二〇日松平河内守、木下大和守、六月二二日大
給左衛門尉、毛利伊勢守、六月二三日久留嶋伊予守といった具合である。

版籍奉還は、木戸が毛利敬親に示唆した如く、旧藩主を知藩事に任じ、藩体制を維
持するものであるかに見えたが、島津久光の危惧があっていた。六月二五日の行政官達
と合わせ、重大な意義を秘めているのだった。下山三郎氏は「近代天皇制研究序説」
において、以下四点の意義を指摘している。

①旧来の伝統的な藩主対藩士の臣従関係が制度的に廃止されたこと。

②知藩事の任免権を政府が掌握したこと。

③諸候以外の領有権保持者の采地の上知が前提とされたこと。

④すでに藩治職制において指示されていたが、知藩事家禄と藩庁諸経費の分離がなされること。

六月一九日臼杵藩知事に任命された久通は、八月一日帰着し、以後華族稲葉従五位と称することになる。二四日正権大少参事公選の件につき、「指揮役始侍中小侍」に御直書をまわし、二六日には、藩政一新について「下々之情実臣細御承知被成度」として大手門外に目安箱を設置した。

4 藩政改革

九月二六日、執事・参事・指揮役・大目付等の廃止と「指揮役始侍中小侍」らの公選結果をも踏まえたであろう人事が発表された。

大参事 片岡長左衛門

権大参事 栗屋静衛

少参事 加納外記・後藤市之丞・岡部章

彼らの任命辞令に「此度従朝廷職制之儀被仰出付、其方儀××ニ相窺ひ、付而者右心得を以、藩政改革等之儀精々尽力可致し、」とあった如く、今後の改革の中心人物がここに確定したのである。

私邸と公廨の分離はやや先行した。すでに八月一三日月番片岡長左衛門より大目付に、「当分御奥向を以御私邸と御定、御住居相成り」と口達があった。一〇月三日、台所・納戸・中小姓等が廃止され、藩主御奥関係はすべて新たに任命された家令

・家扶・家従が担当することになった。しかし、依然としてこれらも藩庁機構の一つである家政職とされている限りでは、民衆にはその差は全くわからない。

一〇月二八日には「御城代始士族并嫡子且御扶持被下り隠居子弟等」が惣登城を命じられ、次の御直書が渡された。

先般知事被仰付け以来、日夜恐懼苦慮致し得共、稟性不敏、其任ニ堪須、弥々慚愧致し、乍併一旦奉命之者、是非尽力改革不行届り而者、不相済、付而者諸官従前之家格門流ニ不拘、才能撰挙ハ勿論、方今諸藩兵力を養ひ、御国威御強張之折柄、右手当旁藩力余裕無之り而者、文武振興人才登庸之路も相立兼り間、朝命之通減禄見込相尋り処、各意見差出、遂一披見衆議参考之上、百石以上減禄申付け、其方共事既ニ朝臣ト相成り上者、是迄之君臣ト違ひたる共、累代宿好を以尚又不肖を補翼致し呉、聖旨ニ奉副り様尽力頼入り様、尽力頼入付而者藩政庶務改革致し、各職級禄別紙之通制度相定り間、各披見致し、己来其通可相心得り、

このあと具体的なこととは片岡大参事が発表した。幹部の班次と任命書・官級禄相当表・官級禄令・班次表・職名改正順席・給禄改制・士族隠居俸禄・士族子分俸禄・士族次三男俸禄・卒族子分俸禄・虎賁隊編成名簿・卒族職名改制・諸附人類改正・布告書・干城報国大駭隊規則・諸官員管轄書・内衛規則・士族小隊規則・大手番所規則・卒族小隊規則などである。

このうち根幹は御直書にもある通り、「減禄」と「藩政庶務改革」である。版籍奉還と行政官達一ヶ条に対応した白杵藩の改革をこの二点を通じて見ておきたい。

イ 禄制改革

「旧白杵藩ノ禄制、旧禄ニ知行・切米・扶持方ノ三種アリ、知行ハ八百石以下式拾石以上、切米ハ三拾六石以下三斗六升以上、扶持方ハ式拾五人扶持以下壹人扶持以上トス。尤切米ノ者ハ尚ホ幾分ノ扶持ヲ附給ス。知行支給之法ハ大凡禄高百石四ツ七歩五厘此内又式分五厘ヲ減ス……百石以下四ツ八歩七厘五毛此内尚式歩五厘ヲ減シ支給スルノ制」であつた。形

該化しつつなお残存していた知行・切米・扶持の方法は、この改革で現米渡しに統一される。給禄改制の実態は5表の通りであった。旧禄七五石以下は従前通りで、百石以上の者について累進的削禄法をとっている。藩士の意見としては「士分一平均之説」「二統百石以上平均」の説もあったが、「何分旨趣雲泥之相違ニ付、彼は参考折中致し、且於東京公議人公用人出会依旧減録申合旨趣旨も有之」累進的削禄法に落ちついたのであった。⁽¹⁸⁾

5表 給禄改制

旧禄 (A)	改禄現米(B)	B / A
800石	72石	0.090
700 "	66	0.094
600 "	60	0.100
500 "	54	0.108
450 "	51	
400 "	48	0.120
350 "	45	
300 "	42	0.140
270 "	40.2	
250 "	39.	
200 "	36	0.180
180 "	34.8	
150 "	33	0.220
130 "	31.8	
100 "	28.5	0.285
75石以下	従前之通	1.000

下士卒族俸禄従前之通

原口清氏の「明治国家の形成」によれば、この時期の諸藩の禄制改革は以下の六タイプに分け得るといふ。

- ① 上位は多く下位に少く削禄する「累進的削禄法」
- ② 全部一率に同額にする「均禄法」
- ③ 一定限度以上は比例制、以下に均禄制を採用する「比例均禄併用法」
- ④ 家禄を廃し、一戸内の人員に応じ口米を支給する「戸口制」
- ⑤ 家禄をあらためて家産とし、これに券を交付して自由売買を許す「禄券法」

そしてこの六タイプの中で、②の均禄法と④の戸口制が窮乏の激しい藩で採用されているという。本文冒頭の藩債一覧表から、白杵藩の財政窮乏度、藩体制の解体度は少いことが指摘できたが、累進的削禄法は、だからこそとり得たものであった。

しかし、減禄の犠牲は出る。矛盾は避けることができなかった。一月一日「当年給禄従前之通」と来年よりの減禄実施を明言したが、高禄者の中から「家禄減少ニ付従来召使家来扶助難致」とする要求があいつぎ、個々についてかなりの救済米下賜がつけ加えられる。更に二月二八日家持侍に集合を命じ、下げ米実施を打ち出している。旧禄八〇石の者が七七石余、四〇〇石が三六石余、二〇〇石が一五石余、一〇〇石が五石余と、その額も率も明瞭な上厚下薄型で、翌年一月一八日一〇日に実施した。一方「上士家禄秩禄ニ応し大豆大麦等御貨物改制」の実施法については、下士層の批判が強く軌道修正する一幕もあった。改禄をめぐる上士・下士の対立は厳しくなっていたのである。

ともあれ、「旧白杵藩ニ係取讒」によればこの禄制改革により、旧禄高一万八六七石八斗七升九合が新禄高一万六五四五石四斗一升八合となり、二〇〇石余の差益が出たという。現石（三万五二七〇石五斗八合九勺）に対する家禄の割合も五二・八％から四六・九％に下がった。御直書に従って言えば、これが「文武振興人才登庸之路」に役立てられることになる。

ロ 藩政庶務改革

少しスペースをとるが、一〇月二八日提示の官級禄相当表が、多くを物語るのかかげよう。

先ず藩政機構が一新している。慶応四年六月の軍制改革で備頭・副與等が廃止されたり、一〇月の藩治職制に対応する中で執政・参政等の新ポストが生じたりしていたが、基本的にはなお、延宝期・天保期以来の機構が存続していた。それらを一掃し、明治にはいってからの新しい政治組織は、ここに成立したのである。大参事・少参事等により構成される会所あらため知政所のもとに、民政官・会計官・軍務官・刑法官・学校武官・内衛官・医官・差遣官・家政職を配し、付属の監察局をして監察させるシステムとっている。何より名称の新鮮さが注目される。

家政官	差遣官	医官	内衛官	大隊	卒族隊	士族隊	武官	武技寮	學寮	學校	刑法官	兵馬官	軍務官	營繕局	物產局	度支局	會計官	市官局	郡治局	社寺局	民政官	監察局	知政所	秩録	陪級
同		同	同		同												府門監							正六級下 十二石八斗	
同		同	同		同																		理事	從六級上 十二石三斗	
同		同	同		同									水手總甲									書記	從六級下 十石九斗	
同	兩部 度支司計	同	同		同											度支司計							筆生	正七級上 十石七斗	
同		同	同		同							調馬生	理事											正七級下 十石一斗	
同		同	同		同								匠作掌事	厨役	海稅	山林	溝掌事								從七級上 九石八斗
同		同	同		同						檢非佐史													從七級下 九石五斗	
同	公用書記	同	同		同							上簿													正八級上 九石三斗
同		同	同		同							牧養小甲	徒隸小甲												正八級下 九石
同	書記	同	同		同									物產掌計	蔵部	蔵部	調物掌計								從八級上 八石八斗
同		同	同		同												府内吏	上簿	上簿	上簿			給人使	從八級下 八石五斗	
同		同	同		同							馬醫	彈藥師												大初級上 八石三斗
														工部											大初級下
																									少初級上
																									少初級下

第二に士族を班次表でランクづけをし（上士正一級、正五級、下士従五級）、順席を決定している。階段と秩禄、職務を関連づけたが、もちろん同階級でもこれらのポストにつける者につけない者があった。「秩禄者階級之尊卑ニ不拘本官之定禄た類へき事」「定禄家禄を減少之官ニ任する者ハ家禄之儘たる辺き事」とし、「嫡子庶子官ニ任する時者定禄五分之二を減け事」「職俸者嫡子庶子たりとも差別無之事」「兼官者職俸五分之二を給け事」となっていた。「人材登庸」もなされ、新官僚層形成の出発点となるようである。「品藻録」が述べている旧来の保守派に代る中堅的読書士の抜擢引用とはこの時点からであろう。

第三は藩兵の抜本的編成がえである。この6表では、武官のもと士族隊・卒族隊・大礮隊の区別しか判明しないが、士族隊には、士族五小隊の虎賁隊のほか、上士子弟による干城隊、下士子弟による報国隊があった。卒族隊は雷撃隊と呼ばれ、六小隊から成っていた。明治三年七月常備兵遍成規則により雷撃隊名目は廃され、虎賁隊に併合する。大礮隊には士卒の区別はなく、一部町人出身者もはいていた。職制改革により浮いた人員を兵員にまわした部分がかかり見られる。藩兵は、他藩における農民一揆勃発時の警備隊、城内出火時における消防隊として実際に機能している。

こうした改革と並行して、士族の致仕期間が従来の六五才から六〇才に、卒族は五〇才に引き下げられた。大巾な合理化の実施である。

三、藩制公布と藩政改革

1 藩制に関する集議院での論議

「藩制」は明治三年五月二八日集議院に下問された。

1 藩分爲三、現米十五萬石以上ヲ大トシ五萬石以上ヲ中トシ、以下ヲ小トスル事

2 石高実数ヲ以テ称スヘキ事

但石八両相場ヲ以テ、雑税金現石高ニ結フヘキ事

3 藩庁

知事

大参事 不過二人

権大参事 有無其便宜ニ従フ、小藩ハ之ヲ置カス

少参事 不過五人

権少参事 有無其便宜ニ従フ、小藩ハ之ヲ置カス

以上掌見職員令

大属・権大属・少属・権少属・史生以上分課専務スル所アルヘシ、譬ヘハ民政會計軍事刑法学校掛ノ類ノ如シ。

右大中小藩ニ従テ、官員多寡アルヘシ。

先藩々ノ適宜ニ任スル事

藩掌・使部

4 藩高

譬ハ現石十萬石

内十分一 一萬石 知事家禄

残 九萬石

内五分一 一萬八千石 海陸軍費

残 七萬二千石 公 諸費士族卒家祿

5 官祿藩々ノ適宜ニ任スヘキ事

6 功有テ祿ヲ増シ、罪有テ死ニ処スヘキ等ハ朝裁ヲ請フヘシ。一時賞并以下ノ刑ハ収録シ、毎年五月可差出事

7 士卒二等ノ外、別ニ級アルヘカラサル事

8 正権大參事ノ中一人在京、集議院開院ノ節、即議員タリ。交代ハ藩ノ便宜ニ因ルヘキ事
但公議人名目廃止ノ事。

9 公用人ノ称呼ヲ廃シ、其事務ノ大小ニヨリ、或ハ參事、或ハ大属ニテ、用弁ヲ為サシムル事

10 知事朝集三年一度、年々四季ニ分チ、滞京三ヶ月ヲ期トス。国家重大ノ事件ニ因リ、朝集ハ此限ニアラス。

11 歳入歳出、明細書ヲ以テ翌年五月限可差出事

12 従前藩債ハ一藩ノ石高二閔スル事ニ付十分ノ一ハ家祿ヲ以テ償ヒ、其余ハ公廩ヨリ可出事

13 従来私造ノ紙幣、往幾年ヲ以テ引替濟ノ目的ヲ定メ、一ケ年毎ニ引替高明細書可差出事

14 家人職員

家令 一員

家扶 人員宜ニ任ス

家従 同

家丁 同

(明治文化全集第一卷)

すでに前年から問題となり、山口・広島・福井・高知・亀山・加知山の六藩が取調掛となつて検討していた改革をもとに、政府が具体案としたものといふ。²⁰ ほぼ四年間にわたる集議院の歴史の中で、重要問題で実のある論議をし、一部修正ののち下

7表 「藩制」原案に対する「評論」

項	評論ある藩数	うち二豊藩名
1	13	
2	38	岡
3	153	中津、森、杵築、臼杵、府内
4	191	中津、森、杵築、臼杵、府内、佐伯、岡
5	62	
6	27	
7	74	臼杵、岡、杵築
8	18	
9	11	
10	20	岡
11	6	
12	31	
13	78	佐伯、岡、臼杵
14	7	
評論皆無 21 藩		

付されたという意味で、最も有効な議案であった。五月二八日以来七月四日まで、一四回にわたって論議がなされている。各条ごと「評論」のあった藩数と二豊各藩を示すと七表の通りである。(六月一三日分)

臼杵藩の「評論」箇所は、3の藩庁構成にかかわるもの、4の藩高中の財政配分にかかわるもの、7の士卒階級の班次にかかわるもの、13の藩札にかかわるもの、の四点であった。いずれも、前年の行政官達に伴う改革結果と対立する部分で「評論」している。

4では、特に知事の家禄が問題となった。日出・中津・府内など一二五藩は「御下問通無異論」であったが、森・杵築・佐伯・岡など93藩とともに、臼杵藩は「当分十分之一往々本数ニ従フ」という意見であった。中には「母今差出ス目途無之」とする藩も八藩ほど見られる。7の士卒の班次にかかわるものでは次のような「評論」があった。

藩々の適宜ニ任スヘシ・・・・七七藩（府内・中津・杵築・臼杵）

漸ヲ以テ平均トセヨ

平均ヲ可トス・・・・四四藩（岡）

府県貫属ノ禄制ニ比較スヘシ

四五等ノ制ヲ立ツルヲ可トス・・・・二四藩

その他・・・・七藩

しかし結局、4の海陸軍費を「五分之一」から「十分之一」への改正、12の「十分之一八家禄ヲ以テ償ヒ」の削除をただだけで、九月一〇日藩制は下附された。

なお、13に関しては、臼杵藩は山口・高知など七藩とともに「当分此儘差置キ、楮幣廃止ノ処置精々取調被仰付タシ」との意見を出したが入れられず、「紙幣製造御停止被仰出後不経窺従前之通仕継製造」につき処罪され、贖罪金を四年一月に支払っている。それほどに「評論」にもかかわらず通過下付された部分は、従うか、秘かに無視し藩の実情に従うか、今後の大きな課題になるわけである。明治三年四月臼杵藩から弁官あて五千両の献金がなされる根拠も「藩制」と関係するのではないかと思われる。

2 藩制への対応

「藩制」の写は一〇月三日日杵に届けられた。しかし、これが藩士に一覽され、対応が表面化するのには閏一〇月一五日からである。一ヶ月余知政所内における思案があったのであろう。御直書は次の通りであった。

今般藩制別紙之通、更ニ被仰出聖慮ヲ奉体シ、政績相顕レテ様蒙御沙汰、素ヨリ短才微力戰慄之至ニ不堪、乍不及日夜心思ヲ苦ムト雖、未タ其理ヲ不得、一ハ御旨意ヲ汚サン事ヲ恐れ、二ハ藩内ノ迷惑ニ至ン事ヲ懼ル、旧冬改革後己ニ一期聊カ実効モ不相立、猶又今度被仰出候義者重大之事件、重覺恐懼措トコロヲ不知、如何施設シ公平至当ナランヤ、各共ニ同心戮力聖旨遵奉之道相立候様希望スル所也、仍而愚衷熟察イタシ何卒一統肺腑ヲ吐露シ、無忌憚見込申聞候様頼存候、旧冬改革の実効もあらわれない段階での再度の重大改革に対する狼狽も感じられる。曰杵藩内には度重なる改革の、さし迫った必要性はない。それは集議院での意見にもあらわれていた。しかし「御旨意ヲ汚サン事ヲ恐れ」る、実施せざるを得ない。心配なのは「藩内ノ迷惑ニ至ラン事」である。特に、士卒の線引きの件、士族の階級班次と座順の件、藩兵削減の件につき思慮したようである。二五日までに一統の「見込建言」を求めた。

日出藩・府内藩・森藩・岡藩は三年末までに改革を終えた。曰杵藩においても、兵制改革は、一二月二二日の各藩常備兵編成定則に沿う方向で、福山藩へ仏式訓練に派遣するなど、年内に着手しはじめるが、一般的な改革の発表は、翌四年一月一〇日に行なわれた。御直書も事務的なものとなって来る。

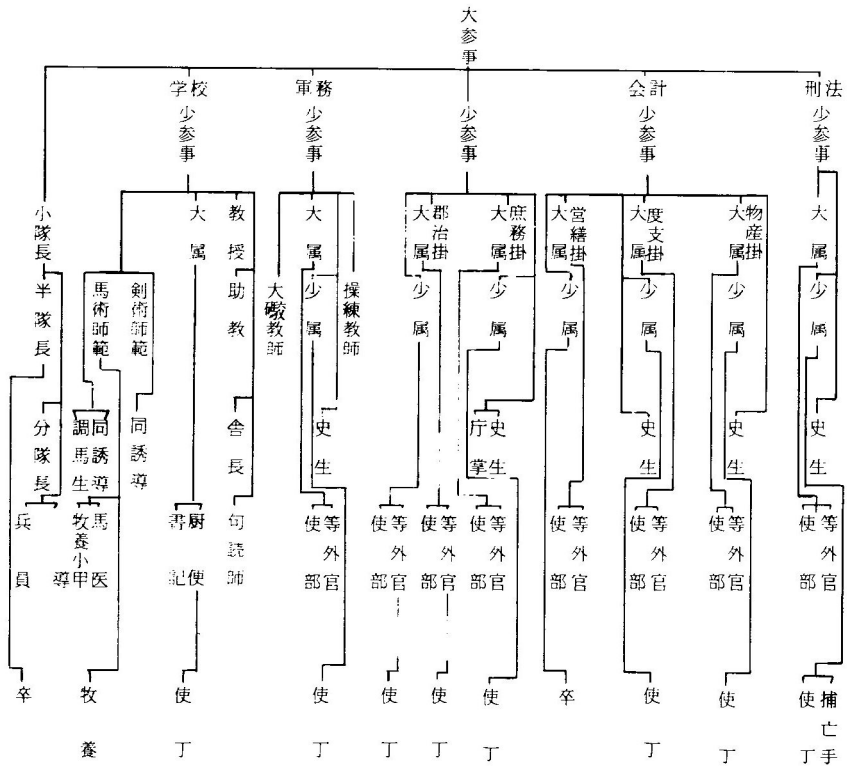
客冬藩制規則被仰出しニ付而者、一統之意見モ承リ、衆議参与之上、更ニ別紙之通令改正候、尚新政之際良制アラハ無覆臆申達候様依頼スル所也、

別紙には、位階比準秩禄相当表・士卒分界表・藩内班次表・規則書・改禄制・管轄表・布告書・別段達書・衣祿家禄書付・士族世襲云々書付・此度大藏隊云々書付・非常制服図式・奏任判任名簿・学校并等外官家制職名簿・兵隊名簿・内衛名簿などがあった。以下、これらの中から読みとれる特徴的な点を整理しておきたい。

8表 位階比準秩禄相当表

								大参事	五十八石	正六位
								権大参事	四十七石	従六位
			学校掛 同	刑法掛 同	軍務掛 同	少参事	会計掛		三十八石	正七位
家 令		小隊長	同	同	同	物産掛 同	庶務掛 郡治掛 大属		三十石	従七位
家 扶			教授	同	同	営同繕同掛	同	権大属	二十四石	正八位
		半隊長	助術馬術教 師範	同	操練大 教練師	同同同	同	少属	十九石	従八位
大 従	医 長	分隊長		同	同	同同同	同	権少属	十五石	正九位
		嚮 導		同		同	史生 庁掌	史生	十二石五斗	従九位
少 従		銃 士	同	同	同	同同同	同	等外一等		大初位
		同	同	同	同	同同同	同	二 等		少初位
		同	同	同	同	同同同	同	三 等		

9 表 管轄表



第一は、位階比準秩禄相当表・管轄表と前年の官級秩禄相当表と対比して目につく行政組織と位階の簡略化である。「藩制」によれば、大参事・権大参事（「小藩ハ之ヲ置カス」となっていたが置かれていた）のもと小参事は「不過五人」となっていた。従つて藩庁の主要分掌も、筆頭小参事はか、会計係・軍務係・刑法係・学校係の四少参事のもとに統合せざるを得なかつた。社寺局を廃止、藩庁管轄とし、監祭局も廃止、刑政局に合併した。南北筆学所も廃止し、宅地道路の管轄を刑政局から宮繕掛に移したりして、ともかく四分掌化につとめている。

また、位階については、従五位の知事、正六位の大参事以下、従九位の史生・庁掌以上は奏任官・判任官として、官吏官員に位置づけられた。大巾な人員削減も余儀なくされる。

更に、兵制関係でも、大礮隊・千城隊・報国隊等の各隊は解除された。代つて、小隊長・半隊長・分隊長・嚮導のもと十八歳から三七歳までの銃士・銃卒・突員によって構成される六小隊編成とし、届は「常備兵三小隊・予備兵三小隊」とした。藩内では三小隊四季交替番制をとつた。大礮隊については、藩庁名で「此度大礮隊被廢り得共、大礮之儀者実地必要之利器ニ付、右之業前廢絶り而者、兵備届兼り次第の間、更ニ礮学所相設り、年来其術心掛有之輩者勿論、有志之面々右場所江出頭修業有之度り事」との書付を出し、廢藩置縣の二ヶ月後九月二十七日まで、礮学所を存続させた。

もう一点、「藩制」の「士卒二等ノ外別ニ級アルヘカラサル事」との規定にもかかわらず、藩内のみでの通用とはいいながら、班次表は上士下士を通じ更に補完された。

苦慮した士卒分界については世襲か否かを原則としたが、細かな検討は「卒族明細記」⁽²¹⁾も完備しているので後日を期したい。以上は、「藩制」の規制と藩の実情に立った苦しい対応であろう。

禄制は、改禄制規則によれば「官禄制ハ朝廷御定制ヲ準拠トシ、秩禄職俸ヲ合セ大参事ハ御定ノ五分ノ二、権大参事ハ半数庁掌ハ四分ノ三ト上下ヲ定メ禄制相立り事」「秩禄ハ位階比準職奉ハ難易閉劇ヲ以テ差等相定り事」「秩禄ハ家禄ニ加ヘ其数ニ充り事」という原則であつた。秩禄に大きな変化はないが、職俸は各職ごとに細かく規定された。

10 表 藩内班次表

1 等	片岡 重秀	1 名				
2 "	栗屋 静衛	1 "				
3 "	村瀬 十駕など	16 "				
4 "	小倉五郎八	" 32 "				
5 "	栗屋 波江	" 27 "				
6 "	岡田 正近	" 55 "				
7 "	柴崎 勝定	" 34 "				
8 "	三浦定八郎	" 70 "				
9 "	挟間 金谷	" 19 "	右旧上士 255 人 (但嫡子不入)			
10 "	山本 確	" 137 "				
11 "	高崎 是平	" 157 "				
12 "	山田 利長	" 198 "	右旧下士 492 人			
			惣計 747 人			
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: middle;">士卒分界表</td> <td style="width: 40%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 士族 327 人 一代士籍 2 人 卒其身一代士籍 代々謁見 97 人 卒其身一代士籍 69 人 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: middle;">合 495 人</td> </tr> </table>				士卒分界表	士族 327 人 一代士籍 2 人 卒其身一代士籍 代々謁見 97 人 卒其身一代士籍 69 人	合 495 人
士卒分界表	士族 327 人 一代士籍 2 人 卒其身一代士籍 代々謁見 97 人 卒其身一代士籍 69 人	合 495 人				

なお、この「藩制」への対応の中で、地方支配組織にも手がつけられる。明治四年二月二〇日付で、従来の大庄屋・小庄屋・山守は廃止・解任され、「向後藩内一組ニ宅人宛庄屋役、更ニ取立一代限申付、給米ハ官方下賜事」「山守勤前之儀ハ、右人撰之庄屋江当分爲取扱……事」「右庄屋申付け上、村々伍人組を二組合併己来十人組ニ改、其内方組頭之者宅人は亦入札を以相定可申事」となった。新庄屋の任務は「組内人前戸籍之事を初、御年貢諸上納田畑張面等并ニ諸願届一切之事件を掌り、

專窮民成立之道注意可致事」であった。二月二五日には八町の処置として、目付・年寄・十人頭を廃止し、今後は「町々壱人宛其町内限入札撰挙」で年寄八人を選び町政を担当させることになった。

行政組織の簡素化・実質化は在中にまで及びはじめたようである。

四、廃藩置県

1 廃藩置県の詔

明治四年七日一四日廃藩置県の詔が出された。

朕惟ニ、吏始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト対峙セント欲セハ、宜ク名実相副ヒ政令一二帰セシムヘシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム、然ルニ數百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県ト為ス、是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無カラシメントス、汝郡臣其レ朕力意ヲ体セヨ

版籍奉還時の弁官達から何という変りようだろう。「朕力意ヲ体セヨ」である。この二年間の実績、薩長土三藩の献兵と西郷隆盛の中央政府入り等による太政官政府の自信であろう。廃藩への動きは、政府首脳の間においても、前年暮から急速に起ったものであり、九州各藩の知事たちも、「藩制」への対応が一段落したので、正に寝耳に水であった。それは、八月開催予定の「豊筑参事の日田(日田)県会議」が廃藩置県で急にとりやめになったことを見てもわかる。

廃藩置県の詔を含む連絡が東京から日杵に届いたのは二九日であった。この日には、「天保度以来往々藩内限相立置り衣食住制度」の廃止、「魚新他所売停止」の解除等の命が下った。八月二日にも「居屋敷其他無貢貸地之分、向後相当之租税取調上納為致可申事」との命が出、九月二四日「華族方平氏ニ至迄互に婚姻被差許」事も公にされる。

2 豊後諸藩の動搖

明治三年中途迄全くその気配のなかつた廢藩置縣の方向が、急角度に上昇し、強行された背景は、上記太政官政府の主体的条件のほか、諸藩の解体と農民・尊攘派等の事情にあるといわれる。ここでは、豊後諸藩の農民・尊攘派の動きがどの程度あったか、臼杵藩の日付で、日記から年譜的に抜すいしておきたい。²²⁴

明治二年七月一日 竹田表百姓騒動ニ付様子見、見舞使者、警備隊任命。

明治二年八月一日 竹田表百姓再騒動ニ付、見舞使者、警備隊任命。

明治三年二月二日 府内大参事方飛札（山口藩暴動一件）

同 二月二三日 山口藩暴動ニ付警備隊準備命令

同 三月八日 山口藩暴動鎮静ニ付警備隊解除命令

同 七月二七日 福岡藩江出張渡辺弾正大忠殿方之回章佐伯藩方回達

同 八月五日 山口藩使節来白

同 一二月三日 森藩方之廻章佐伯藩方回達（日田県管内小民蜂起云々）

同 一二月七日 府内表百姓騒動ニ付見舞使者、警備隊任命

同 一二月一三日 日田県出張弾正台方之廻章府内藩方廻達（近来浮浪之徒豊後路辺各所ニ出没云々）

同 一二月一七日 別府辺騒動之趣ニ付警備隊任命

同 一二月二五日 日出藩方之廻章府内藩方順達（日出百姓騒動之件）

明治四年一月四日 日田県出張巡察使四条陸軍少将方飛札（浮浪之徒或者無頼之士民取締云々）

同 三月一日 長崎弾正台方之廻章府内藩方到来（防長脱徒云々）

同 三月二四日 東京方書状箱下着（広沢真臣暗殺の件）

明治四年五月二日 日田県出張巡察使者之廻章岡藩方差越（日田県出張所先月晦日引払 云々）

同 七月二日 福岡藩方之廻章并届書府内藩方差越（先般浮浪取締之義ニ付備置 頓集見張番所取止之義）

通観して、山口藩脱退騒動と広沢真臣暗殺事件にからむ当時の支配機構総動員による「浮浪無頼之徒」取締りと明治三年来の日田県とその周辺の農民騒動が特に目につく。たしかに豊後全域を見渡せば、山口藩脱退騒動以来、緊迫した情況にあり、「藩制」の施行をもって安心はできなかったであろう。

しかし、臼杵藩の場合、慶応三年一二月「野津郷川平村、前河内村ノ土民少々党ヲ結尾原山ニ頓集ス、前河内村小里正喜三右衛門自殺、死骸斬之、川平村小里正彦之丞入牢²⁵⁾」の事件以来、騒動の記録は見あたらぬ。江戸で欠落、箱館戦争に参加して官軍に抵抗した工人高野源兵衛と長州脱徒へ宿舎を提供した岩手喜重郎が中央からの報告で処罰されているにすぎない。（明治三年七月刑の確定した田町栗屋二兵衛の八幡田質場での千二百両横領などは大事件であろうが、この問題と関係しない）明治初期の困難な時期、地理的位置も幸したであろうが、臼杵藩は、佐伯藩の禁錮騒動如きの事件もなく、何とか平穩にのり切ったと言えるであろう。

3 稲葉久通の帰京

明治四年七月の廢藩置縣の詔、知事免官の辞令と同時に、太政官から「今般諸藩被廢²⁶⁾ニ付而者元知事之面々御用有之²⁷⁾ニ付、一同九月中帰京²⁸⁾様可相達事」との命が出ていた。久通は、保任重真はか一四名を伴って八月一五日臼杵を發し、九月一九日着京した。（室多計子は翌年二月着京）一〇月八日旧藩知事一同參朝し、三条実美太政大臣から次の御達を受けた。

方今宇内開化ノ時、實用ノ材ヲ養ヒテ事、最急務ニ付、殊ニ華族ハ四民ノ上ニ立、衆人ノ標的トモ可相成義ニ付、今般一同輩 之下江被召寄、親ク中外開化進歩ヲ察シ、聞見ヲ広メ、知識ヲ研キ、国家之御用ニ被為充²⁹⁾御趣意ニ付、各奮發勉

勵可致事

ここに稲葉貞通襲封以来二七一年にして、稲葉氏の支配は終焉した。臼杵城も兵部省管轄となり、やがてとりこわされる。²⁷⁾ なおここで、東京における久通の落ち着き先にふれておきたい。江戸終末期の臼杵藩邸は桜田新シ橋外と麻布鷹木坂にあった。明治二年一月一六日付で、両屋敷「従前之通下賜」²⁸⁾の行政官達があった。更に六月一八日には両屋敷徒の「稲葉銚之助上ヶ地并：大澤采女助屋敷敷願之通回込ニ下賜」²⁹⁾された。明治三年八月段階で両屋敷の面積は、前者官邸が四九五坪八合四勺、後者私邸が三四〇八坪三合七勺であった。このうち廃藩置県の時点で官邸土地の命が出るが、「私邸土地仕旧官邸宅引替下賜」³⁰⁾の願を出し、一〇月に認められた。従って最終的には、桜田邸に落ち着いたものと思われる。

4 豊後諸藩会議

明治四年七月の廃藩置県後しばらくは、旧藩県がそのまま県を名のったにすぎなかった。全国三府三〇二県となっていたが、十一月十三日から二二日にその改廢が指令され、三府七二県となる。一一一月一四日大分県に県政が施行された。この時の区画は、豊後国一円の八郡一七町一八〇一箇村³¹⁾であった。

しかし、豊後一円がまとまって一行政区画をなすような動きは、廃藩前に見えはじめていた。経過は不明であったが、明治三年三月一二日竹田において「豊後藩県会議」が開かれた。臼杵からは権大参事橋朴が出席した。その際「衆議有之知事様方御出會之義」が出、次会臼杵において開催の準備が進んだ。知事会議は中央指令でとりやめとなり、八月一五日臼杵大橋寺において「豊後諸藩参事會」が開かれた。このあとも、杵築・日出において同會が持たれ、臼杵からは大参事片岡重秀、権大参事栗屋勝孝らが出席している。

會議内容は「別冊」となっており不明であるが、藩日記の中にただ一度、岡藩田近大参事よりの書状について「是駅郷人足之儀頃日御會議之節決定之処」なる言葉が出る。このような藩の枠を越えて統一しておくべき事、禄制改革・軍制改革の指令、藩制布告等相つぐ中央指令への対応に関する事等について、情報交換・決定がなされたのであろう。會議場所は石高の多い順

のようであるが、この場所が固定され、その上に中央派遣の県令がのれば、大分県が発足するわけである。その頃の臼杵県の管轄は下記の如くであった。³²⁾

本庁管轄

海部郡臼杵庄

一六区二七九村

宮河内出張所

海部郡丹生庄

五区 一三村

大分郡高田庄

五区 七村

佐柳出張所

大分郡戸次庄

七区 一九村

(横瀬村に役員詰所)

大分郡植田庄

三区 六村

大分郡阿南庄

一区 六村

野津市出張所

大野郡野津院

五区 九三村

大野郡三重郷

一区 一六村

市場出張所

大野郡三重郷

七区 三四村

合計

石高五万一三四七石七斗六升九合

区数 五〇

村数 二七九

なお「藩制一覽」によれば

戸数 一万五八四九戸 (内士族八六〇戸) 卒族七六〇戸

人員 七万七八二七人 (内士族三七四一人) 卒族三二二九人

であった。

5 大分県編入

「明治四辛未十一月十四日：：岡山県権大参事森下景端ヲ本県参事ニ補⁽³⁴⁾した。二七日県治条例も出され、「十二月廿八日森下参事東京ヲ発シ赴任五年壬申正月十八日著県」する。藩兵の解消と臼杵県庁の大分県支庁化が日程にのぼって来る。

藩兵に関しては、臼杵藩は四年六月段階で士卒中の「精練ナル者ヲ拔キ」士官五人、兵士八〇人のフランス式新小隊編成に切り換えたが、一二月二七日の兵部省令達により、全国的にすべての藩兵が解隊されるのであった。しかし、臼杵藩を含め旧津山・高田・豊浦・延岡の五藩のみは一小隊の存続が認められた。⁽³⁵⁾（臼杵の場合この中心メンバー、日下東・芝崎信らの名は西南戦争での臼杵隊の死者と重なる）「之れは實際に於いては国内警備並に治安の維持のためには、御親兵及び四鎮台の兵力では不足であったからではあるが、反面大中藩の藩兵を一時に解隊せしむる場合の反動を恐れたことも考えられる⁽³⁶⁾」という。臼杵藩を含め「大中藩」といえないが、臼杵藩の場合たしかに両面を指摘できよう。しかしこの一小隊も二月に解隊を命じられた。

廃藩に伴う人事、機構改革も四年終末から見えはじめ。一二月二七日、中西大属・橋本大属をはじめ、百名近い者が「先般廃県被仰出役員相減付職務御免事」との辞令や配転命令を受けている。

一月八日「県治条例并新県取計心得」が県内においても配布された。そしていよいよ二〇日大分県庁より「諸事務受取渡」のための出頭命令が届いた。二五日片岡重秀と村瀬十駕が臼杵を出発する。「二七日旧岡県小原正朝元権大参事：：臼杵県片岡重秀大参事日出県龍吉弘大参事杵築県三浦安之権大参事佐伯県西名勝昌権大参事森県佐久間盛行権大参事府内県上原景儀少参事等会同：：従来施行ノ条件又将来施治ノ目ヲ議⁽³⁷⁾したのであった。臼杵帰着は、村瀬が二月三日、片岡は一四日であった。県庁への提出書類は次の通りであった。

高反別一村限帳・租税帳・割付皆済目録・厘附長・郷帳・村差出明細帳・荒地帳・大積帳・租税米金一村限帳・戸籍帳・一村絵図帳・検地帳・村鑑明細帳

かくて臼杵藩は解体し、臼杵県も大分県に編入され、臼杵出張所となり、片岡が引き続き所轄にあたる。なお、片岡の十等出

仕の任命は二月二日付となっている。

おわりに

明治期の藩政改革は、江戸時代の天保期、嘉永安政期、慶応期などに諸藩で行われた改革とは本質を異にする。これによって藩の命は永らえない。前者と同じく封建領主階級によるものとはいえ、多大の自己への修正と犠牲を強いながら、明治中央政府への帰属を強化して行くものであった。上記の通りその過程で、明治二年六月の行政官達と三年九月の藩制が最も大きなエポックであった。臼杵藩は内部からの解体進行度が遅かっただけに、これらへの対応に苦慮した。稲葉久通御直書はその間の苦衷を「一ハ御旨意ヲ汚サン事ヲ恐レ、二ハ藩内ノ迷惑ニ至ラン事ヲ懼ル」と表現していた。片岡重秀を中心に、累進的削禄を中心とする改革で「藩内ノ迷惑ニ至ラン事ヲ」精一杯考慮して「御旨意」を値切りつつ、やや遅れ気味でそれに対応して来た。廃藩置県の断行は、臼杵ではなお士族解体の初期的段階であったと言っても過言ではあるまい。それは、士族の帰農帰商が、明治四年八月段階ではじめて許可されたことにもあらわれている。明治五年の大分県大農民一揆、一〇年西南戦争時等における臼杵隊の活動も、ここから出て来る。明治七年久通よりの賜金を中心に「分賦金高七万二八一九円余、一〇九四戸、六六五四人」の留恵社ができるが、臼杵における士族層主導の時代が終るのは、この留恵社が傾き、臼杵商談会がリードしはじめてからであろう。

本文冒頭にあげた藩債額が象徴するように藩体制の解体度には、各藩により著しい差異があった。森下参事が大分県政をはじめめるにあたり、先ず当面する問題はこの点であったはずである。各藩ごとの究明がまたれる。明治期藩政改革で実質的には手つかずの民衆支配の改変と、旧藩ごとのこの格差を解消し県内を統一的に掌握する郡制改革の成否が、大分県成立のポイントとなるであろう。明治五年の大農民一揆とそれに対する厳しい処罰は、このことと深い関係があるはずである。今後の研究課題としたい。

以上、明治期における臼杵藩の藩政改革を概観した。藩政改革はもっとも多面的である。「藩日記」という限られた史料の中からでも、学制問題、藩札貨幣問題、神仏分離問題等々資料は存しながら扱い得なかつた部分が頭に浮かぶ。御批判御指導を頂き、認識をさらに広め深めて行きたい。

なお、この程度の拙稿でさえ、県総務部総務課県史編纂班という恵まれた環境なしにはでき得ないものであった。橋本操六主幹をはじめ多くの方々々に深甚の謝意を表する。

(註)

- 1 この巻所収の論文「明治新政権下の九州」（大久保利謙）において、数度にわたって「筑前の御許山」なる言葉が出る。文脈等からも単なる誤植ではないかと思える部分もある。
- 2 臼杵藩の天保の改革については宮本又次氏の先駆的研究があるが、使用資料が稿本の「臼杵史料」と刊本の「品藻録」淵誠一氏の論文「臼杵藩天保改革の総役所に就て」等によっており、村瀬史料をはじめ原典史料による研究がのぞまれる。
- 3 臼杵市立図書館蔵「時代考」には、次の御手段が記されている。
 - 天保四年 江戸并近郷銀主ヨリ従来借入銀元利返済方……処置ス……之レヲ借財初度手段ト唱ス
 - 天保五年 大阪借財向初度手段
 - 天保八年 江戸借財向手段
 - 天保十一年 大阪借財向再手段
 - 天保一二年 近郷借財向再手段
 - 弘化一年 江戸借財向手段
 - 弘化二年 大阪借財向手段

嘉永四年 近郷借財向手段

安政二年 大阪向四度手段

文久一年 近郷銀主四度手段

こうして見ると、臼杵藩の改革を村瀬引退の弘化二年で切る事に疑問も残る。

4 原口清「日本近代国家の形成」

5 「明治史要」

6 同上蔵「時代考」

7 この臼杵藩日記の記述は「明治史要」「太政類典」の記事とも付合するが、大分合同版「大分の歴史」(8)で佐藤節氏は、通靖は「在国していたようである」と述べている。紙上では典拠史料が不明であるが、間違いであろう。

8 大分県立図書館蔵「御達書并諸願窺届且履歴書等調書」

9 九州文化論集第四卷所収大久保利謙「明治新政権下の九州」

10 同上大久保論文の「御用仮留日記」からの引用史料中の「一旧幕府よりは迄預り地有之向ニも高辻帳巨細取調同上可被申
出外事」は臼杵藩日記には見られない。

11・12・13 同上蔵「御達書并諸願窺届且履歴書等調書」

14 「明治史要」

15 太政類典第一編第七十九卷

16 太政類典第一編第十四卷による。なお合同版「大分の歴史」(8)の知藩事任命一覧表の杵築・府内・臼杵・岡・森は訂正されなければならない。第四表の通り奉還請願日も検討を要する。

17 臼杵市立図書館蔵「旧臼杵藩ニ係取調」(郡役書文書)

- 18 臼杵市立図書館蔵「稲葉家譜・久通」
- 19 合同版「大分の歴史」(5)
- 20 丹羽邦夫「明治維新の土地改革」
- 21 臼杵市立図書館蔵
- 22 下山三郎「近代天皇制研究序説」
- 23 原口清「明治国家の形成」
- 24 明治初年については、日出藩・森藩で騒動のため、藩主が帰邑を申し出、了承された旨の記事が太政類典第一編第七十二卷ある。
- 25 同上蔵「時代考」
- 26 「佐伯市史」にも真相不明とされているが、明治初期の藩制改革とからめ究明の必要がある。
- 27 臼杵市立図書館蔵「亀城沿革史」
- 28・29・30 同上蔵「御遺書并諸願伺届且履歴書等調書」
- 31 「大分県政史」(県政篇)
- 32 臼杵市立図書館蔵「臼杵県史料」
- 33・34・37 「大分県警察史」
- 35 「明治前期財政経済史料集成」第八卷
- 36 松下芳男「明治軍制史論」(上)
- 38 大分県立図書館蔵「県治概略」
- 39 同上蔵「時代考」